

1 委託する業務名

令和8年度(2026年度)渡島地域人材確保・定着促進事業委託業務

2 業務の目的

若者をはじめ、女性や高齢者など多様な人材の確保及び定着を図るため、人手不足産業分野の地元企業が働きやすい就業環境を整備し、魅力ある職場づくりを促進するとともに、求職者の地元企業の理解を促進し、雇用のミスマッチの解消を支援するなど、地域における良質な雇用の実現と地域産業を支える人材の確保・定着を図る。

※本事業が対象とする人手不足産業分野とは、総務省「日本標準産業分類」の大分類で定める以下の産業とする。

A 農業・林業、 D 建設業、 E 製造業、 H 運輸業・郵便業、 I 卸売業・小売業、
R サービス業(他に分類されないもの)

3 委託業務の内容及び提案事項

業務を実施する事業者は、下記共通事項及び(1)から(3)の内容を基本として、地元企業の人材確保・定着に資するものとなるよう手法及びその内容について、運営方法含め具体的に提案すること。

【共通事項】

- 実施時期：契約日から令和8年(2026年)12月末までの間
- 実施回数：1回以上
- 実施場所：渡島管内
- 実施会場：本業務の実施に必要な会場について、会場候補の選定および提案を行い、道と協議のうえ、手配すること。
- 周知方法：ターゲットに対して、事業概要等がわかるチラシを制作すること。作成部数は、1,000部程度とし、渡島管内の各市町村のほか、ハローワークや経済団体、各業界団体その他効果的な配布先に配布すること。
- アンケート：本業務の実施結果を基に成果・課題を抽出できるアンケート項目を道と協議のうえ、作成すること。

(1) 企業向けセミナー

女性、高齢者または障がい者など多様な人材の獲得のための企業向けセミナーを開催する。

- ・ 実施形態：対面(オンライン併用可)
- ・ 成果目標：企業数 25社以上

(2) 採用担当者と教諭の意見交換会

新規学卒者採用を希望する企業と教諭の相互理解と関係構築を目的とした意見交換会を開催する。

- ・ 実施形態：対面(オンライン併用可)
- ・ 成果目標：企業数 25社以上

(3) 合同企業説明会

企業と求職者の相互理解を促進するための合同企業説明会を開催する。

自家用車を持たない求職者が参加しやすい来場方法を検討すること。国又は他の自治体が主催する合同企業説明会の開催地以外での開催を検討すること。

- ・ 実施日数：2日以上
- ・ 実施形態：対面(オンライン併用可)
- ・ 成果目標
 - (ア) 企業数：20社以上
 - (イ) 求職者数：50人以上
- ・ 周知方法：ターゲット(求職者)に対して、地元企業で働くことを前向きに捉えることができるような表現・参加企業の概要等をまとめたガイドブック冊子を作成し配布すること。

※ (1)から(3)の実施日の2週間前に50%以上、1週間前に75%以上達成していない場合、達成に向けて効果的な周知方法を提案すること。

4 提案にあたっての留意事項

本事業は、国の「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、本事業による良質な雇用による正社員就職者等の創出が求められることに留意すること。

5 事業成果目標(アウトプット及びアウトカム)

(1)アウトプット目標

「3 委託業務の内容及び提案事項」(1)～(3)の各成果目標の企業数及び求職者数の合計

(2)アウトカム目標

良質な雇用による正社員就職者等6人以上

※ アウトプット・アウトカム目標の達成状況については、受託者が調査を実施すること。

なお、10月末時点でアウトプットの各実績が2/3以上でない場合、その理由と改善策を提案すること。

【良質な雇用による正社員等就職者等について】

本事業による支援を受けたことにより新たに雇用された又は処遇改善が図られた者の数とすること。具体的には、次のアに該当する者であって、本事業による支援の結果、次のイの基準を新たに満たすこととなった者（支援開始前にイの基準を満たしていた者は除く。）の数とする。

ただし、支援開始後に事業主都合による解雇等を行った事業主に雇用された者の数は除く。

また、複数の支援を受けた対象者に係るアウトカムの重複は認めない。

なお、新規創業を行った者やフリーランス等で就労することになった者、また、本事業による支援の結果としてアウトカムに結びついたことが不明な場合は、アウトカムに含めない。

ア アウトカムの対象となる者

次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者とする。

(ア) 支援を受けた事業主に正社員（次の a から d までのいずれも満たす者に限る。以下同じ。）

として雇用された者（正社員以外の雇用形態から正社員へ転換した者を含む。以下同じ。）

a 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

b 派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に定める「派遣労働者」をいう。以下同じ。）として雇用されている者でないこと。

c 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること（労働協約又は就業規則に規定する通常の労働者の所定労働時間が明確ではない場合、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等であること）。

ただし、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等でない者であっても、次の(a)から(d)までのいずれかに該当する者については含むものとする。

(a) 短時間正社員（正規雇用として雇用されている労働者であって、同一の事業主に雇用される他の正規雇用の労働者と比べ1週間の所定労働時間が短い者をいう。）

(b) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条に基づく所定労働時間の短縮措置等を利用する労働者

(c) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第36条の3及び第36条の4に基づく合理的配慮として所定労働時間の短縮等により就業する障害者

(d) 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「基準法」という。）第32条の3に基づくフレックスタイム制度を利用する労働者

d 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇（正社員待遇）が適用されている労働者であること。

(イ) 支援を受けた事業主に非正規雇用労働者（(ア)に定める正社員でない者のうち、次の a から e までのいずれも満たす者をいう。以下同じ。）として雇用された者

a 期間の定めのない労働契約を締結している労働者又は期間の定めのある労働契約であって契約期間満了後原則として更新する旨の労働契約を締結している労働者であること。

b 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

c 週所定労働時間が20時間以上の労働者であること。

- d 同一労働同一賃金の観点から、同一の事業主に雇用される正社員との間で不合理な待遇差が生じていない労働者であること。
- e 当該非正規雇用労働者が適用される正社員転換制度を導入している又は導入する予定である事業所に雇用されている労働者であること。
- (ウ) 支援を受けた求職者のうち正社員として雇用された者
- (エ) 支援を受けた求職者のうち非正規雇用労働者として雇用された者
- (オ) 支援実施前から事業主に雇用されている正社員又は非正規雇用労働者であって、支援を受けたことにより処遇が改善した者（当該処遇改善の前に次のイの良質な雇用の基準を満たしていない者に限る）

イ 良質な雇用の基準

(ア) 正社員の場合

次のa及びbを満たすことをいう

a 賃金要件

以下(a)または(b)いずれかの基準を満たした場合。

(a) 就労期間における所定内給与額の1ヶ月当たりの平均額が210,800円以上であること。

(b) 前職（直近のものに限る。）または処遇改善前の月所定内給与額が5%以上上昇したこと。

b 月平均所定外労働時間が20時間以下であること。

(イ) 非正規雇用労働者の場合

次のa及びbを満たすことをいう。

a 賃金要件

以下(a)または(b)いずれかの基準を満たした場合。

(a) 就労期間において支払われた所定内給与額の1ヶ月当たりの平均額が次に掲げる計算式により算出された数を上回っていること。

$210,800円 \times (\text{当該非正規雇用労働者の週所定労働時間} / \text{同一の事業主に雇用される正社員の週所定労働時間})$

(b) 次に掲げる式により計算された、就労期間における月額換算した所定内給与額の1ヶ月当たりの平均額が、前職（直近のものに限る。）または処遇改善前における月額換算した所定内給与額の1ヶ月当たりの平均額と比して5%以上上昇したこと。

(新たに雇用又は処遇改善後の賃金の算出方法)

就労期間における所定内給与額の1ヶ月当たりの平均額

$\times (\text{同一の事業主に雇用される正社員の週所定労働時間} / \text{当該非正規雇用労働者の週所定労働時間})$

(前職の賃金額の算出方法)

前職・処遇改善前における所定内給与額の1か月当たりの平均額

$\times (\text{同一の事業主に雇用される正社員の週所定労働時間} / \text{当該非正規雇用労働者の週所定労働時間})$

b 月平均所定外労働時間が次に掲げる算式をもって計算した数を下回っていること。

$20 \text{時間} \times (\text{当該非正規雇用労働者の週所定労働時間} / \text{同一の事業主に雇用される正社員の週所定労働時間})$

※令和8年度において国から新たな基準が示された場合は、それに従う。

6 契約の方法等

(1) 契約方法

総合評価一般競争入札

(2) 委託期間

契約締結の日から令和9年(2027年)1月29日(金)まで

(3) 委託形態

準委任契約

(4) その他

また、本業務は、令和8年度の国の補助金を財源として実施するものであり、国からの交付の

有無、交付決定日・交付額の変更などにより、事業の中止や業務内容の変更等がありうる。

7 審査基準

審査は次の表の項目について評価する。

令和8年度(2026年度) 渡島地域人材確保・定着促進事業委託業務評価項目、評価基準

評価項目	評価細目	評価基準
1 全体評価	①事業内容的確性・実施スケジュール	■道が提示する企画提案指示書の内容を理解しているか
		■業務の実施スケジュールが具体的に提案されているか ・各事業が効果的となる事業構成となっているか
2 実施体制	①実施体制・役割等	■業務の実施に必要な実施体制が確保されているか
		・業務遂行のために必要な知識、経験は備わっているか
		・関係団体等と円滑な連携体制が確保されているか ・本業務を確実に遂行することが見込まれるか
3 実施手法	①参加者の募集方法	■指示書記載の項目が網羅されているか
		・事業の募集方法は、効果的な内容となっているか
	②各事業の実施内容	・企業、求職者の相互理解がより促進される手法となっているか
		・企業の参加意欲を高める魅力的な実施内容となっているか
		・求職者の参加意欲を高める魅力的な実施内容となっているか
4 総括(上記1~3の評価項目の総括)		■事業全体を通して、良質で安定的な正社員等の雇用の創出・定着が図られるものになっているか

8 委託料

予定価格の範囲内(消費税及び地方消費税相当額を含む)

9 人件費等

原則として、委託経費の50%以上を人件費(給与、講師謝金等)に充てるものとする。

10 企画提案者の参加資格要件

- (1) 単体法人又は複数法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) 単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第167号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - (イ) 本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していること(当該届出の義務がない場合を除く。)
 - (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- ケ コンソーシアムを構成する企業間に明確な協定等が存在すること。また、北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明らかであること。

11 参加資格審査申請書の提出

参加を希望するものは、参加資格審査申請書及び添付資料を提出すること。

(1) 提出書類：参加資格審査申請書

ア 申請者が法人の場合は登記事項証明書の写し、個人の場合は市区町村長が発行する身分証明書

の写し

イ 納税証明書の写し（道税（道が賦課徴収するものに限る。）について滞納がないこと（道に納税義務がない場合は、本店が所在する都府県の事業税について滞納がないこと）並びに消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するものに限る。）

ウ 営業に関し、法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認定、登録等に係る証書の写し又は証明書。ただし、特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。

エ 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記1様式））

（ア）健康保険法第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法第7条の規定による届出

オ 誓約書 第19号様式（別記2）

カ コンソーシアムの場合は協定書等の写し（別記3（例示））

（2）提出部数：参加資格審査申請書、添付資料とも1部

（3）提出期限：令和8年（2026年）5月15日（金）17時（必着）

（4）提出場所：「18 問い合わせ」先まで

（5）提出方法：持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による

※持参の場合の受付時間は、9時から17時まで。（日曜日、土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

12 企画提案書の提出

参加資格審査申請書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、企画提案書を提出してください。

提出期限：令和8年（2026年）5月25日（月）13時15分（必着）

13 企画提案書の作成方法

本事業は「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、本事業による良質で安定的な正社員就職者等の創出が求められることに留意すること。

（1）道内の雇用情勢や地域企業の人材確保の状況や課題等を踏まえつつ、事業全般について、各イベントの位置づけや業務の流れなど、簡潔かつ分かりやすく提案すること。

（2）業務処理スケジュールについて、具体的かつ実現可能で、最大効果を得られる業務処理スケジュールを提案すること。

（3）「7 審査基準」により、「5 事業成果目標（アウトプット及びアウトカム）」を達成するための方法が分かるよう、「別紙5 落札者決定基準」及び「別紙6 評価基準」を参照し、具体的に企画提案すること。

（4）企画提案書の様式は特に定めないが、用紙の大きさは日本工業規格A4判とし、片面30枚以内にする。

（5）文章を補完するためにイラストや図表などを使用してもかまわないが、社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切入れないこと。

（6）企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。

（7）企画提案の内容については、他からの転載を禁止する。

（8）提出部数は7部とする。

なお、第1ページ目の社名は1部にのみ記入し、残り6部には記入しないこと。

（9）提案内容は、全て企画提案書に記載すること。別添となるパンフレットや補充資料、図面等については受理しない。また、提出された企画提案書は返却しない。

（10）提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除はできない。

14 総合評価審査委員会（ヒアリング）の実施

入札時に予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者に対し、実施する。

（1）総合評価審査委員会において企画提案内容のヒアリングを行う。

（2）ヒアリングでは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認められない。

（3）日時、場所、留意事項等は、別途通知する。

（4）企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合には、総合評価審査会構成員による書類選考に

より、ヒアリング対象者を5者程度に絞る場合がある。

(5)ヒアリングの対象とならなかった提案者の提案は無効とする。

15 業務上の留意事項

受託者決定後、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

16 再委託について

「契約書(案)」とともに、「委託契約に関する留意事項」の内容も併せて確認すること。

(1)再委託は原則禁止とする。必要により業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ次の書面を提出し委託者の承諾を得なければならない。

ア 次の事項を記載した書面

(ア)再委託の相手方の商号又は名称及び住所

(イ)再委託する業務の範囲

(ウ)再委託する理由及びその必要性

(エ)再委託の契約金額

(オ)再委託の相手方に対する業務の管理履行体制

(カ)再委託の相手方の履行実績、組織体制、職員の状況

イ 再委託の相手方の法令等を遵守する旨の誓約書

(2)再委託の承諾を得た場合は、受託者が再委託の相手方への管理監督を行うものとする。

(3)再委託の相手方に対して道との契約書を準用した約定、契約内容や留意事項の十分な説明と理解を得るものとする。

(4)再委託の相手方が第三者に委託することのないよう受託者から再委託の相手方に指導すること

17 その他

(1)本総合評価一般競争入札に係る説明会は実施しない。質問等がある場合は、個別に説明するので担当部局に問合せすること。

(2)参加資格審査申請書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とする。

(3)企画提案の採否については、文書で通知する。

(4)参加資格審査申請書の提出後に企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、参加表明の撤回があったものと見なす。また、ヒアリングに参加しない場合も、同様に企画提案の意思がないものと見なす。

(5)提出された参加資格審査申請書又は企画提案書等提出書類は、返却しない。委託事業者の選定のためだけに使用し、機密保持には十分配慮する。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

(6)提出された書類は、道において必要な場合、複製を作成することがある。

(7)提出期限以降における参加資格審査申請書・企画提案書の差替え又は再提出は、認めない。

18 問い合わせ

(1)住所：〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号

(2)名称：北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係

(3)電話番号：0138-47-9459

(4)FAX番号：0138-47-9207